

日本近代の免囚保護事業の創始と 金原明善について*

清 水 海 隆**

1 はじめに

近代の更生保護事業（免囚保護，出獄人保護，釈放者保護など）の活発化の契機は，明治30（1897）年の英照皇太后大喪に際しての恩赦の実施，また明治45・大正元（1912）年の明治天皇大喪に際しての恩赦の実施に伴う活動にあると言われ，それらに続く時期に多くの保護事業が見られたことも事実である。

ちなみに，明治30年の恩赦では15,000人余が釈放され，また大正元年の恩赦では合計24,900人余が対象となったが，後者に際して内務省および司法省は訓令を発し，出獄人保護への要望を述べている。特に司法省は仏教各宗本山に対して，出獄者の積極的な保護を以下の通り要請している。

「保護事業ヲ設立経営ナサントスル宗教家又ハ有志者ヘ交附セラレシ覚書」⁽¹⁾

(甲) 内務省希望事項……

(乙) 司法省希望事項（仏教各宗本山に対して）

- 一 檀徒ニシテ新ニ出獄スル者有ル時ハ菩提寺ハ進テ其者ヲ迎ヘ自ラ引受人トナリ出獄後ノ生計並ニ各部関係等ニ就キ充分ニ斡旋ノ勞ヲ取り爾来引続キ其者ノ監督補導ニ尽力セラレム事ヲ望ム
- 一 監獄及免囚保護会ト協議ノ上必要ニ応シ寺院ノ一部ヲ臨時出獄人収容ニ充テラレム事ヲ望ム
- 一 右ノ外猶監獄及免囚保護会ニ於テ処理スル保護事務殊ニ本人カ出獄後ニ於ケル生活方法ノ考究職業ノ紹介本人ヲ其近親，親族，故旧間ノ居中調停ニ努カセラレム事ヲ望ム
- 一 監獄ノ本監及分監ノ所在地ニシテ今尚出獄人保護会ノ設ケナキ場所ニハ新ニ設立ノ計

* *Rehabilitation service in modern Japan*

** Kairyu SHIMIZU 立正大学社会福祉学部社会福祉学科教授

キーワード：免囚保護，更正保護，金原明善，静岡県勸善会

画ヲ定メラレムコトヲ望ム

一 機会アル毎二世人ニ対シ出獄人ヲ強テ悪ムヘキ者ニアラスシテ寧口憐ムヘキ者ナリト出獄人ニ同情シ之ヲ保護スルハ独リ人道ノ要求タルニ止マラス刑事政策上犯罪防遏ノ最良手段ニシテ之吾人社会ノ利益ヲ確保スル為メ必要条件タル事ヲ説シ保護思想ノ普及ニ努力メラレソ事ヲ望ム

これを受けて、各宗門は宗内に出獄人保護への協力を要請するのである。日蓮宗教団を例とすると、同宗では大正元（1912）年9月21日付「宗令132号」にて、日夜を忘れて免囚の保護に努力するよう各寺院住職・檀信徒に要請している。その一部を以下に抄録する⁽²⁾。

……願フニ今日ノ囚徒ハ大概仏教各宗派寺院ノ檀徒ニシテ、之ヲシテ縲紲ニ繫縛シ圜圜ニ呻吟スルニ至ラシメタルハ、平素教導ノ充洽ナラザルニ職由シ其ノ責全ク教家ニ存ス。是ヲ以テ出獄人ヲシテ良民ニ復シ、正業ニ就カシメ長ク其ノ緒ニ安ジ、信念ヲ培養シ再ビ罪惡ヲ犯サシメサルコトハ誠ニ是レ教家本然ノ務ナリト謂フベシ、殊ニ今回御大喪ニ就キテ恩赦ノ大詔ヲ発セラレ在監ノ囚徒ハ其ノ罪責ニ依リテ、或ハ直ニ放免セラレ或ハ減刑ヲ以テ漸次ニ放免セラルヘシ。此等出獄人ヲシテ、先帝及ビ今上陛下ノ恩徳ニ感泣セシメ、仏祖大悲ノ慈光ヲ加被シテ曠劫ノ迷夢ヲ覚醒シ、累犯ノ罪障ヲ消滅セシムルコトヲ得ルノ時機ハ之ヲ逸セバ他日復タ再会スルコトナキナリ。闔宗ノ寺院住職ハ深く上述ノ旨趣ヲ體認領得シ此際特ニ報効ノ丹悃ヲ抽シ、謙讓人ヲ推シテ各宗ノ和協ヲ持シ、日夜己ヲ忘レテ免囚ノ保護ニ努力シ、上、皇化ノ万一ヲ裨補シ、下、国家及社会ニ貢献センコトヲ庶幾フ。

この宗令を受けて、日蓮宗では同年10月1日に日蓮宗東京慈濟会が創設されることとなるのであった⁽³⁾。同様に、各宗門ならびに各地の保護事業はこれを機に活発化し、「明治末年には、全国で約六十八団体ほどであったのが、大正六年には七百五十余を数えるようになった」とも言われており⁽⁴⁾⁽⁵⁾、また、仏教系の保護活動のみに限れば、『仏教徒社会事業大観』には大正7（1918）年現在の「免囚保護事業」として58事業が掲載されているのである⁽⁶⁾。

これらの恩赦ならびにそれに対する対応をして近代の保護事業の象徴的な出来事とするにしても、それ以前に近代の保護事業の創始が見られることは当然であり、それは明治21（1888）年の金原明善らによる活動に求められているのである。そこで本稿では日本近代の保護事業の創始としての金原明善の活動について、諸種の先行研究により、あらためて考察を加えることを目的としている。

2 わが国の免囚保護の端緒

『犯罪白書』昭和35年版は、近代の釈放者の保護の始まりについて、次のように述べている。

明治二二年（一八八九年）の改正監獄則によって、再犯防止を目的としたこの別房留置の制度は、廃止のやむなきにいたり、以後、ながく、政府は釈放者の保護については、もっ

ばら民間事業に頼ることとし、民間保護施設の設立をとくに勧奨することとなった。

これと前後して、識者のあいだには、釈放者の悲惨な境遇に同情し、すすんでその保護にあたろうとし、出獄人保護事業を民間で行なおうと唱える人びともでて、ついに、明治二十一年（一八八八年）金原明善翁によって「静岡県出獄人保護会社」が設立された。これは、わが国最初の民営の保護施設で、今日の更生保護会静岡県勸善会は、その後身として、この創立者の精神と事業をひきついで更生保護事業を経営している⁽⁷⁾。

金原明善（以下、金原）の活動について触れる前に、その時代の状況についてみておきたい。わが国の監獄制度は、明治5（1872）年の「監獄則」の制定によって始まるが、これはほどなく停止され、実質的な法整備は明治14（1881）年の「改正監獄則」の制定を待たねばならなかった。この「改正監獄則」に取り入れられたのが別房留置制度であり、同則30条には「刑期満限ノ後頼ルヘキ所ナキ者ハ其ノ情状ニ由リ監獄中ノ別房ニ留メ生業ヲ営マシムルヲ得」⁽⁸⁾とされ、「刑期満了による釈放者で引受人が決定するまで監獄内の別房に一時保護留置し、一般の懲役囚等とは別異しつつ、監獄内工業等の作業に重視させることにより生業を援助する保護処置である別房留置制度が設けられた」のであって、「釈放後身の振り方を定め得ない犯罪者の処遇は、当時からすでに刑事政策上放置できない問題だったのである。」⁽⁹⁾この「改正監獄則」第30条が廃止されたのが明治22（1889）年の「監獄則」改正であり、先に言われた「釈放後身の振り方を定め得ない」釈放者の処遇が問題となり、先の『犯罪白書』の記述へとつながるのであった。

『犯罪白書』の記述を裏付ける同時代資料として、原胤昭『出獄人保護』（天福堂 大正2（1913）年）がある。原は本書中の「我邦現代の免囚保護事業」において、日本の免囚保護事業創始の歴史に触れ、以下のように述べ、上記の別房留置の制度が廃止された明治22年の監獄則の改正ならびに内務省訓令第552号「保護会社設立ノ奨励」⁽¹⁰⁾をもって、公的には保護事業が創始された契機として、「我邦現代に於ける免囚保護事業の発達は、之を公にしては監獄則の改正を伴ひ、明治二十二年の内務省令に基づきたるものと言ふを得べし」と述べている⁽¹¹⁾。また、原は金原の事業にも触れ、免囚保護事業の具体的展開としては、金原の静岡県勸善会（旧称・静岡県出獄人保護会社、明治21（1888）年3月創立）が初めてであるとし、当会と埼玉慈善保護院（旧称・埼玉慈善会免囚保護院、明治23（1890）年1月創立）、大分県保護会（旧称・大分県出獄人保護会社、明治23（1890）年6月創立）をあげて、「最古三事業の沿革及現況」としてこの3事業の紹介をしているのである⁽¹²⁾。いま、静岡県勸善会に関する記述を抄録すると、次のような紹介がなされている。

（い）第一 静岡県勸善会（旧称 静岡県出獄人保護会社）

創 立 明治二十一年三月 位置 安倍郡安東村

創 立 者 金原明善君 故河村矯一郎君

当時の典獄 故河村矯一郎君 県知事 故関口隆吉君

保護事業開拓の先駆たる本会は、百難を突破せし二十六年の歴史を有し、此の間内外に立ち力を致されたるは、元より明善翁なれども、又前代議士井上進左衛門氏の功与って力あり。近くは其組織を変更し名称を改め明治四十四年六月財団法人と為し、同年末までの被保護総員は三百四十七人に達せり。現任の主管者は佐竹準氏たり。(以下略)

このように、わが国の保護事業は明治21（1888）年創設の金原明善らによる静岡県出獄人保護会社をもってその嚆矢とすることが確認できるが、金原明善はいかなる人物であろうか。その人物に触れておきたい。

金原の逝去に際して、留岡幸助が家庭学校の機関紙『人道』に掲載した文章がある。以下に抄録し、金原の人物像を知る参考としたい。

（前略）免囚保護事業と金原翁とは、餘り恰好な対照のやうにも思はれぬが、しかし知る人ぞ知るで、我邦に於て免囚保護事業に指を染めた最初の人は、実に明善翁其人であつた。当時免囚を保護するといふが如き事業は餘程頭の進んだ人でなければ諒解が出来なかつたので、之れが経営に就いては、流石の翁も苦心慘憺を餘儀なくせられたものと見へ、一枚一円の相場で盛んに揮毫し之れに依つて、維持費を捏出したといふ逸話のある程である。今日に於ては基本金三萬五六千円を有し、佐竹準氏（嘗て聖公会の牧師たりし人）が、その局に当り、静岡県下の有力者たる牧野元治郎氏が理事長として、献替其宜しきを制して居るから、翁の志も酬いられた訳であるが、創業当時の翁の苦心は、想察に餘りあることである。事の序であるから書き加へて置くが翁の免囚保護事業は、仏教の所謂『念念住心』といふ所から来て居る。翁が度々話されたうちに『仮令罪囚不良の徒でも、其の偉業を念念住心すれば、十中の七八までは必ず功顕あるものだ』との言葉があるが、翁は真実此の確信を以て、世人の気付かない、又気付いても其の衝に当ることを厭ふた免囚保護事業を創始したのである。此の意味に於て、私は先づ翁の卓見に服する。卓見に次で私は翁の慈悲心を尊敬せざるを得ない。(後略)⁽¹³⁾

さて、金原に関しては、2,800頁に及ぶ大著『金原明善』が金原治山治水財団より発行されているのを筆頭に、その生涯に関する冊子が多く出版されており、天竜川の治水事業・造林事業に貢献した人物として知られている⁽¹⁴⁾。いまこれらにより金原の略歴を、保護事業（太字）に留意して挙げると以下のとおりである。

天保3（1832）年	1歳	誕生（6月7日、遠江国長上郡安間村（現在の静岡県浜松市東区安間町）にて）
安政2（1855）年	24歳	玉城と結婚（一説に1853年）、安間村名主役
天治元（1864）年	33歳	横浜貿易商店「遠江屋」開業
明治2（1869）年	38歳	天竜川下流各村水防総代
明治5（1872）年	41歳	浜松県堤防方附属天竜川御普請専務
明治7（1874）年	43歳	天竜川通提防会社設立・社長
明治8（1875）年	44歳	治河協力社総裁専務、天竜川堤防取締役・地租改正総代人

明治9 (1876) 年	45歳	天竜川大洪水, 静岡県県会議員
明治13 (1880) 年	49歳	静岡勸善会設立 (のち静岡県出獄人保護会社に改組)
明治14 (1881) 年	50歳	合本興業社設立 (のちの天竜木材会社の前身)
明治15 (1882) 年	51歳	浜松勸善会設立
明治21 (1888) 年	57歳	静岡県出獄人保護会社設立, 社長就任
明治23 (1900) 年	59歳	身延山御料地植栽開始, 治水協会設立 (『治水』発行)
明治37 (1904) 年	73歳	金原疏水財団設立 (のちの金原治水治山財団)
明治41 (1908) 年	77歳	和田村 (現在の静岡県浜松市東区の一部) 村長 (一説に1907年)
明治44 (1911) 年	80歳	出獄人保護会社を静岡県勸善会と改称
大正11 (1922) 年	91歳	出獄人保護事業により「三ツ組金杯」拝領
大正12 (1923) 年	92歳	従四位勲三等瑞宝章, 逝去 (1月13日東京府豊多摩郡渋谷町大字下渋谷字羽根沢 (現在の東京都渋谷区広尾) にて葬儀, 同27日和田村日蓮宗妙恩寺にて本葬 (村葬)・分骨)

金原の年譜中より略述したが、金原自身が口述によって、生涯を「境遇と思想の変転により経歴を分かちて三期とす」とし、具体的には第一期治水・第二期植林・第三期余業の三期に分かちているが、それぞれが年譜からも理解されるのである⁽¹⁵⁾。

3 金原による保護事業の開始

前節年譜で示した通り、金原の保護事業への関わりに関しては、静岡勸善会の設立、浜松勸善会の設立、静岡県出獄人保護会社の設立、静岡県勸善会への改称の各段階があるが、中でも明治13年静岡勸善会の創始についてみることにしたい。

静岡勸善会の創設は、金原と岡本健三郎・川村矯一郎の三人の協力によってなされたことが知られている。岡本は元会計権判事で浜松に派遣され天竜川治水工事に協力していた人物であり、その後辞職し、西南の役に際しては外国より小銃三千挺を購入した件で、当時は政治犯として静岡監獄に服役していた。また川村は京都蛤御門外で木戸孝允を殺害しようとして果たせず、後に捕縛され、同じく政治犯として静岡監獄に服役していた人物である。彼らが明治13 (1880) 年夏に出獄し、たまたま岡本を支援していた金原と出会い、金原は当時の監獄の処遇のひどさを知ったのであった。それは主として、(1)獄舎が不衛生、(2)獄舎が不整備で特に雑居の弊害、(3)囚人の扱いが苛酷にして厳罰偏重、(4)教誨方法が画一的で個別教誨を無視、(5)獄吏の無教養・不親切、などであった。そもそも金原は治水事業で知りえた幾人かの使用人の体験から、犯罪非行者の更生に関心があり、両人のこのような話から、監獄改良はもとより必要であるが、まず傷ついたところの治りきらない人たちを、民間の人によって、親身の愛情を注ぎ、教化することが先決であるとして、両者の賛意を得たのであった。そして在監者を教化し、出獄人には住宅を斡旋し、更生資金を貸与し自立構成させることも目的とした組織の発足を決意

し、岡本らの寄宿先であった常光寺（真宗大谷派、現・静岡市葵区常磐町）に事務所を置き、明治13年10月、金原を会長として静岡勸善会が発足したのである。この際、在監者の教化活動（すなわち教誨活動）は常光寺住職鈴木顕明師、専念寺（同派・現・静岡市清水区上）住職曾我諦道師に委嘱され、同年11月14日には静岡監獄で説教が開始されるのである。

発足当初の「静岡勸善会規則」全24条が伝えられている。近代最初の保護事業の内容を知るため、以下にその一部を引用しておきたい。（下線は筆者）

「静岡勸善会規則」

本会ハ諸悪ヲ犯シ囚獄ニ繋カレタル者ヲ善道ニ導キ放赦ノ後各其所ヲ得テ昭代ノ良民タラシメンコトヲ希望シテ設立シタルモノナリ茲ニ会員ノ衆議ヲ以テ其条規ヲ制定シ将来有志者捐助ノ会員ヲ以テ宣教ノ費用及ヒ改心者ノ扶助金等ニ充ルノ方法ヲ設クルコト左ノ如シ

第一条 本会ノ名称ハ静岡勸善会ト称スヘシ

第二条 本会ハ静岡県下ノ各監獄署ニアル諸般ノ罪囚ヲ教化スルヲ以テ創立ノ目的トス

第三条 本会ハ静岡県駿河国有渡郡静岡下魚町常光寺ヲ以テ本務所トシ且該県下三州監獄支署ノアル処ニ就キ便宜ノ地ヲ択テ漸次ニ其支務所ヲ設クヘシ

第四条 本会ハ会友ノ衆議ヲ以テ教法委員数名ヲ撰挙スヘシ

第五条 本会ハ教法委員中ヨリ更ニ会長一人ヲ選撰シ之レニ教法一切ノ事務ヲ専任スヘシ

第六条 本会ハ静岡県各監獄署ノ認可ヲ得テ毎月二回ツ、会長及ヒ教法委員ノ内ヨリ該署ニ到リ其法則ヲ遵奉シ以テ勸善ノ説教ヲ為スヘシ

（中略）

第十三条 会長及ヒ教法委員ニ於テ罪囚ノ中真ニ良心ニ回復シタル者ト認ムルトキハ之ヲ監獄吏員ニ計リ丁寧ニ其実際ヲ審悉シ而シテ後之レカ扶助保護ヲ加フベシ

第十四条 罪囚ノ改心シタル者放免ノ後本籍ニ復帰スル者ハ本会ニ於テ其管轄庁若クハ郡役所等ニ依頼シ五円ヨリ多カラズ二円ヨリ少ナカラザル賞与金ヲ惠贈スヘシ

第十五条 罪囚ノ改心シタル者放免ノ後静岡県下ニ居住セント欲スル者ハ本会ニ於テ家屋借入等ノ世帯向ニ付総テ差支ナキ様之レカ保護ヲ加フヘシ

第十六条 本会ニ於テハ前条ノ改心者ニ貸附スル金員ヲ分テ三等トナシ本人ノ好ム所ニ随テ其營業ヲ定メ其營業ニ依テ之レカ等級ヲ分ツコト左ノ如シ

第一等 金貳拾円也 此貸附金ハ其当月ヨリ満壹ケ年置据ヘ二ケ年目ヨリ満十ケ年ノ間毎月金貳十銭ツ、ヲ収メ以テ元利ヲ完納セシムヘシ

第二等 金拾五円也 此貸附金ハ其当月ヨリ満二ケ年置据ヘ三ケ年目ヨリ満十ケ年ノ間毎月金十五銭ツ、ヲ収メ以テ元利ヲ完納セシムヘシ

第三等 金拾円也 此貸附金ハ其当月ヨリ満三ケ年置据ヘ四ケ年目ヨリ満十ケ年ノ間毎月金拾銭ツ、ヲ収メ以テ元利ヲ完納セシムヘシ

（中略）

以上規定スル所二十四条翼クハ同盟ノ諸氏永ク此規則ヲ遵守シ本会ノ旨趣ヲ永遠ニ貫徹セ

シメンコトヲ 明治十四年 月 日⁽¹⁶⁾

ここに抄録したように、「静岡勸善会規則」は前文において、本会発足の目的として、「諸悪ヲ犯シ囚獄ニ繋カレタル者ヲ善道ニ導キ放赦ノ後各其所ヲ得テ昭代ノ良民タラシメンコト」を目的とすることを謳い、第2条において「静岡県下ノ各監獄署ニアル諸般ノ罪囚ヲ教化スルヲ」目的とするとしている。またその教化のために、第6条において「毎月二回ツ、会長及ヒ教法委員」が「勸善ノ説教ヲ」を行うとし教誨活動を規定している。一方、保護活動としては、第13条から第16条において「罪囚ノ改心シタル者放免ノ後」のちとして免囚保護活動について規定しているのであって、免囚保護活動と教誨活動の両立が目指されていたのである。

さて、次に明治15（1882）年金原51歳際の折に浜松勸善会が設立されている。これは当時の浜松監獄署長伊藤泰教の依頼によるものである。当時の浜松監獄署では、各宗僧侶が輪番制で教誨説教を行っていたが、伊藤は勸善会を浜松にも開設し、教誨の効果を高めようとしたものである。そこで、新たな説教所を設けるため医王寺（真言宗、現・磐田市鎌田）住職解良教俊・安寧寺（臨済宗、現・浜松市西区雄踏町）住職釈実源・方広寺（臨済宗、現・浜松市北区引佐町）住職今井東明らの協力を得、503円余の寄付金を得、不足分は金原らが負担して事業がなったのである。

4 静岡県出獄人保護会社への改組

第2節年譜で示した通り、明治21（1888）年に静岡県出獄人保護会社が設立され、金原はその社長に就任している。このことに関して多くの資料は「静岡県出獄人保護会社へ改組」されたとしている。その内容を知るため、「出獄人保護会社設立趣意書」ならびに「出獄人保護会社規則」を抄録したい。

「出獄人保護会社設立趣意書」

社会ノ安寧ヲ維持シ吾人ノ幸福ヲ増進セント欲スルハ吾人ノ共ニ希望スル所ナリ 而シテ其安寧ヲ害シ幸福ヲ妨クルモノハ蓋シ犯罪者ノ増徒スルヨリ甚シキハナカルヘシ 然ラハ即チ吾人又共ニ力ヲ尽シテ之レヲ減少スルノ方法ヲ講セサルヘカラズ 嘗テ聞ク 欧米諸国ニ於テハ放免囚保護会社ナルモノアリ 出獄者ヲ保護シテ正当ナル職業ニ就カシメ之レニ依リ以テ犯罪者ヲ減少スルノ好結果ヲ得タリト 是レ実ニ善良ナル手段ニシ我邦ノ現時ニ於テハ最モ必要ナル事業ト云フベシ（後略）

「出獄人保護会社規則」

第一条 本社ハ静岡県各監獄ノ出獄者ニシテ本社ノ規則ヲ遵守シ善良ナル生業ノ途ニ就カント希望スルモノヲ保護スルヲ以テ目的トス

第二条 本社ハ在獄中ノ行為ニ付キ司獄官吏ノ保薦シタル者ニ限り保護ヲ与フル者トス

第三条 保護ノ期限ハ三ケ年ヲ以テ最長期トス

第四条 本社ノ資本ハ社員ノ義損金ヲ以テ構成スルモノトス

第五条 本社ノ保護ヲ得ント欲スルモノハ少クモ出獄一ケ月前ニ其請願ヲ為シ且ツ在獄中貯蓄シタル金員ヲ本社ニ預ケ入ル、コトヲ要ス 但シ特赦仮出獄等ノ恩典ヲ受ケタルモノハ即日其請願ヲ為スモノトス

(中略)

第十一条 本社ノ役員ハ社長 副社長 会計 委員 書記 保護委員トス

(中略)

第十五条 保護委員ハ被保護者ニ生業ヲ授ケ益々良心ヲ感発セシムルタメ緊要ナル勤務ヲ為スモノトス

(以下略)⁽¹⁷⁾

ここで示されているように、本保護会社は「欧米諸国ニ於テハ放免囚保護会社ナルモノアリ出獄者ヲ保護シテ正当ナル職業ニ就カシメ」ることを目的とした保護事業の実施を目的としたものと言えよう。それ故に「規則」第11条に規定されるように保護委員の存在が重要になるのである。安形静男はこの点について、以下のように述べている。

わが国最初の更生保護会と称されるこの保護会社の組織に、いくつかの独創的な工夫のあることが窺われる。その一つが、県内各地の名望家に保護委員を委嘱して、これを県下全域に配置したことである。地域の心ある人々の支援こそが出獄人の社会復帰の要であることは、創唱者の金原明善や川村矯一郎らは深く認識していた。(中略) 静岡県出獄人保護会社によって設けられた保護委員制度は、(中略) こんにちの保護司制度の源流であると考えられる。

この保護会社設立当時においては、改正監獄則に規定する刑余別房留置の制度があり、「刑期満限ノ後頼ルベキ所ナキ者」は、一般の受刑者とは別異して引き続き監獄内に留置しておく制度が存続していた。したがって、出獄者を収容保護する施設を設ける必要はなく、同会も設立当初には収容保護施設をもたなかった。つまり、静岡県出獄人保護会社の当初の形態は、こんにちという更生保護施設を設立したというよりも、地域の名望家に保護委員を委嘱し、県下一円に出獄人保護のためのネットワークづくりをするという、むしろ保護司制度に相当するシステムを設けたものだったのである。⁽¹⁸⁾

このように考えるとき、金原によって創始された当初の静岡勸善会は教誨と保護の両面を有していたものであり、それが静岡県出獄人保護会社においては保護の面が中心におかれ、静岡勸善会とはその目的を異にしていたと考えられるのである。

なお、これについて、中山順智は「もともと勸善会は発展して「静岡県出獄人保護会社」になったと解してもよいのであるが、しかしその発足の趣旨からみると、それは別個のものである。即ち勸善会は出獄人の教化と補導援護を主たる目的としていたが、更に彼らの更生を完全なものにするためには、出獄人の保護の必要性が叫ばれ、ここに新しく出獄囚徒を収容し、保護することになり、明治二十一年三月に「静岡県出獄人保護会社」が勸善会とは別個に誕生したのである。」としており⁽¹⁹⁾、「静岡県出獄人保護会社」の位置付けについては今後さらなる検

討が必要ではあるが、教誨と保護という視点で考えた時、勸善会と保護会社は方向性を異にしたと言えるのではなからうか。さらに論考を進めていきたい。⁽²⁰⁾

以上

注

- (1) 教誨百年編纂委員会編『教誨百年』上巻(浄土真宗本願寺派本願寺・真宗大谷派本願寺 1974年) p.309-312
- (2) 「宗令132号(全国本宗寺院住職及檀信徒中)」(本良英龍編『財団法人日蓮宗慈済会要覧』(同会 1936年) p.5
- (3) 拙論「大正時代初期における日蓮宗系免囚保護事業の動向」(立正大学社会福祉学部紀要『人間の福祉』28号 2014年) 参照
- (4) 注(1) 参照
- (5) 『大正十五年現在 日蓮宗社会事業要覧』(宗務院社会課 1926年)によれば、「釈放者保護」としての掲載は日蓮宗東京慈済会(大正元年, 東京府下日暮里町), 福田会(大正2年, 千葉県安房郡妙長寺), 仏教慈善会(大正3年, 静岡県下田町仙寺), 免囚保護会(大正10年, 岐阜県土岐郡唱行寺), 釈放者保護会(大正10年, 岐阜県加茂郡宝積院), 日蓮宗東部保護会(-, 長崎市本蓮寺), 免囚保護(大正3年, 新潟県南蒲原郡妙栄寺), 釈放者保護事業(大正3年, 新潟県三島郡大光寺), 出獄人保護自営協会(大正3年, 熊本県下益城郡中正院)の9事業である。
- (6) 仏教徒社会事業研究会編『仏教徒社会事業大観』(同会 1920年) pp.240-267『戦前期仏教社会事業資料集成』第1巻(不二出版 2011年)所収
- (7) 『犯罪白書』昭和35年版 第三編・犯罪者の矯正と保護, 第一章・犯罪者処遇の回顧, 六・釈放者の保護 (https://hakusyol.moj.go.jp/jp/1/nfm/n_1_2_3_1_6_0.html)
- (8) 内閣官報局『法令律全書』明治14年 p.308(国立国会図書館デジタルコレクション000000440426)
- (9) 姫嶋(濱口)瑞穂「明治前期の監獄法改革—明治五年「監獄則」から明治一四年「改正監獄則」へ—」『神戸法学雑誌』第58巻第3号(2008年)参照
- (10) 内務省訓令第552号「保護会社設立ノ奨励」(明治22年7月)
「今般勅令第九十三号發布ノ改正監獄則ニ於テハ旧則第三十条ノ規程ヲ廢セラレタリ 然ルニ若シ彼ノ刑余頼ル処ナキ者ヲシテ其為スニ一任スルトキハ 直ニ復タ罪ヲ犯スニ至ルノ恐アリ 依テ彼輩ヲ保護シテ自営ノ道ヲ得セシムルノ設計アルヲ要ス 既ニ各地方ニモ往々其企アリト雖モ尚此際一層此ニ注意シ 有志ノ慈善者ヲ奨励シテ保護会社ヲ設立スルカ又ハ其他ノ方法ヲ以テ差向旧則第三十条ニ該当スル者ヲ措置シ漸次刑法附則第三十二条及同第四十七条ニ該当スル者ヲ引取ラシメ 夫々自営ノ道相立候様精々注意計画セラルヘシ」なお、ここで言われる旧則第30条が別房留置に関する規定に該当し、「刑期満限ノ後頼ルヘキ所ナキ者ハ 其情状ニ由リ監獄中ノ別房ニ留メ 生業ヲ営マシムルコトヲ得」とされていたのであり、この廃止に伴って、「自営ノ道相立候様精々注意計画セラルヘシ」とされたのである。
- (11) 原胤昭著『出獄人保護』(天福堂 1913年) p.515(『戦前期社会事業基本文献集』②(日本図書センター 1995年)所収)
- (12) 前注 pp.517-529
- (13) 留岡幸助「金原明善翁の思ひ出で」(『人道』第210号 大正12年)
- (14) 土屋喬雄監修『金原明善』全3巻(金原治水治山財団 1968年), 中山順智『金原明善—更生保

護事業の先覚者一』（静岡県更生保護協会 1966年）、鈴木要太郎『金原明善－その史跡と風土』（浜松史跡調査顕彰会 1979年）、三戸岡道夫『金原明善の一生』（栄光出版社 2007年）、御手洗清『土の偉人金原明善伝』（タンハマ編集部 2009年）等。なお、鈴木要太郎（1979年）によれば、金原に関する伝記類として25点の書名があげられている。

- (15) 鈴木要太郎『前掲書』（浜松史跡調査顕彰会 1979年）pp.90-91
- (16) 中山順智『金原明善－更生保護事業の先覚者一』第1章静岡勸善会（p.46-66）より
- (17) 財団法人静岡県勸善会『静岡県勸善会史』（同会 1963年）pp.117-120
- (18) 安形静雄男「保護司制度の源流考－静岡県出獄人保護会社の保護委員制－」『犯罪と非行』第122号（財団法人青少年更生福祉センター・同矯正福祉会 1999年）pp.54-65
- (19) 注（16）pp.65-66
- (20) この間の経緯について、同時期の資料である内務省地方局『我国に於ける慈恵救済事業』pp.31-32（明治41年）では次のように述べられている。

「就中二十一年静岡市に設立したる『免囚保護会社』の如きは、実に我国に於ける免囚保護事業の嚆矢にして、設立以来最も金原明善の助力に負ふ所多しといふ。初め明善の友人某偶、国事に関するの罪を犯して、久しく獄中に在りしか審らかに監獄内部の状態を知るに及びて先づ『勸善会』なる一つの教誨部を設立し、在監者をして人倫の道をしめんと図れり。當時静岡監獄に一囚人ありしか、会の教誨に服して、一たびは其の罪を悔み改めたるも、出獄して帰宅するや、妻女は既に後夫を迎えて、別に一家を成せるを見、失望落胆の餘り竟に一通の書置を留めて身を池水に投して死したり。明善之を聞いて深く哀愍の念に堪へず、在監者の訓誨と同時に出獄人の保護も務めざる可からずとし、有志者と謀り教誨部を拡張し更に一步を進めて『免囚保護会社』を設立するに至りしなり。明善の静岡に赴くや、必らず此会社に宿り此所に収容せらるゝ免囚者と起居を共にし、相携へて入浴するを常とし、之に対すると恰も一^レ家族に対するか如きは、常人の企て及はざる所にして最も慈愛の心厚きを見るへし。明善自ら言へらく「われ三十歳の折重病に罹り既に死すへかりし身の今尚ほ餘命を全くせり、人の身は明日をも計られざるも不朽の事業を此世に貽すこそ本分なれ。殊に此身や既に四十年餘の長き過分の天寿を享けたるからには、世人か最も厭ひ最も難しとなせるの事業を引受くるをは、天の命なりと心得居れり」とされは七十五歳の老齡を以てして孜々として倦ます、居常常に免囚を推服せしむるものありといふ。」（下線は筆者による）（社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成』第1巻（日本図書センター 1985年）所収）